

習志野市スポーツ活動奨励金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、習志野市教育文化振興基金条例（平成4年条例第2号）及び習志野市教育文化振興基金条例施行規則（平成4年規則第14号。以下「規則」という。）の規定に基づき、規則第3条第1項第1号及び第2号に規定する学校教育以外の自己の啓発と地域の活性化を図るスポーツ活動及び活動を通じて行うスポーツ大会を奨励することを目的として、習志野市スポーツ活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにつき必要な事項を定めるものとする。

(交付要件等)

第2条 奨励金は、次に掲げる要件の全てを満たす者に対して交付する。

- (1) 市内在住者
 - (2) 国又は千葉県の代表として国際大会、全国大会又は関東大会に出場した選手であること。ただし、出場に当たり、地方予選若しくは選考会（以下「予選」という。）を経た者又は各種競技に係る全国的な組織若しくは千葉県の全域的な組織である協会、連盟等による厳正な選考により推薦された者に限る。
 - (3) この奨励金のほか、同一大会において教育委員会から奨励金等の交付を受けていない者
- 2 奨励金の交付は、国際大会、全国大会及び関東大会それぞれにつき、1年度に1人1回に限るものとする。この場合において、1回の予選により複数の大会に出場した場合は、これらを1大会とみなす。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、奨励金は、次の各号のいずれかに該当する場合は交付しない。

- (1) 出場した大会が、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟に加盟する団体が主催又は後援する大会である場合
- (2) プロ契約をしている選手である場合
- (3) 実業団に所属し、若しくは企業等のスポンサーと契約を締結している選手又はクラブチームに所属している選手である場合
- (4) 賞金が発生する大会である場合
- (5) インターネットを経由して開催される大会、かつ、同会場に集合して開催されない大会である場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際大会出場の場合は、1人当たり3万円とし、団体競技又は個人競技における団体戦に出場した団体（以下「団体」という。）である場合は1団体当たり上限を30万円とする。
- (2) 全国大会出場の場合は、1人当たり1万円とし、団体である場合は1団体当たり上限を10万円とする。
- (3) 関東大会出場の場合は、1人当たり5千円とし、団体である場合は1団体当たり上限を5万円とする。

(交付の手續)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育長に提出し、申請するものとする。

- (1) スポーツ活動奨励金交付申請書（別記第1号様式）
 - (2) 大会要項及び結果の写し
 - (3) 予選会、選考会等の大会要項及び結果の写し又は代表であることが証明できる推薦書等の写し
 - (4) 市内在住であることが確認できるものの写し（免許証、保険証等）
 - (5) 団体名簿（団体の場合のみ）（別記第2号様式）
 - (6) 委任状（振込先が申請者の口座でない場合のみ）
- 2 前項の申請は、当該申請に係る大会の開催期間の最終日の翌日から起算して3月を経過する日までにしなければならない。

(交付の決定)

第6条 奨励金の交付は、書類を審査の上、決定する。

- 2 奨励金を交付することを適当と認めた場合は振込をもって通知に代えるものとし、不適当と認めた場合はその旨を書面により通知するものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。